

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう \(条文解説\)](#) 第3章 国民の権利及び義務 (25)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (25)

第三章 国民の権利及び義務

—— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 ——

憲法第39条も、人身の自由の一種で、「刑事上手続きの保障」に位置します。刑事裁判の基本原則を規定しています(3-④を参照)

憲法第三十九条 【 遡及処罰の禁止、一事不再理 】

何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

1. 刑罰法規の不遡及

実行の時に法にかなっていた行為、または無罪となった行為については、後でできた法律でそれを禁止したり、刑罰を加えることはできないこと。つまり、後でできた法律の効果は過去にさかのぼって適用することができないことを言います。

2. 語句説明

適法・・・法にかなっていること。合法。

刑事上の責任・・・刑法上の罪をおかして罰を受けること。

3. 条文説明

憲法第38条は、「犯罪行為があった時に罰せられなかったものが、後で作られた法律によって刑事上の責任を問われることはない。」と言っています。(事後法の禁止など)

「重ねて刑事上の責任を問わない」とは、同じ行為について重ねて処罰されないことを意味します。例えば、無罪の判決が最終的に確定した後、新たに有罪を証明することができる証拠が見つかったとしても、改めて裁判を行うことは許されません。

なお、不起訴にした犯罪を後日起訴することなどは、憲法第39条には違反しません。(最判昭33.5.24)

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.